

(表面)
令和 年 月 日

菰崎市長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

通知書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

[建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号]

(1) 発生するおそれのある事象 ※

(2) 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

[建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号]

(1) 発生するおそれのある事象 ※

(2) 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項（空欄可）

（自由記述：上記の他工期等に影響を与えることが予想される情報等）

(留意事項)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません（全ての工事において提出を必須とするものではありません。）。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結（議会の議決に付すべき契約については仮契約の締結）までに提出するものとします。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いることとしてください（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。）。
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含みます。）に基づき対応を行うものであることに留意してください。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます（通知書の提出の有無により、設計変更の協議が有利不利になることはありません。）。

(関係法令等抜粋)

<建設業法>（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）第20条の2

2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第19条第1項第7号又は第8号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。

4 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。

<建設業法施行規則>（工期等に影響を及ぼす事象）第13条の14

2 法第20条の2第2項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象であって天災その他不可抗力により生じるものとする。

- 一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- 二 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

韮崎市長 殿

所在地 韮崎市〇〇町〇〇番〇〇号
商号又は名称 株式会社〇〇
代表者職氏名 代表取締役 〇〇

通知書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名： 〇〇改良工事

■主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

[建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号]

(1) 発生するおそれのある事象 ※

国際的な石炭価格の上昇に伴う、コンクリート価格の高騰

(2) 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先

組合等単価報改定通知及び報道等の URL 記事等を添付

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

■特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

[建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号]

(1) 発生するおそれのある事象 ※

〇〇地震復旧工事に伴う、交通誘導員の不足

(2) 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先

報道等の URL 記事等を添付

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項（空欄可）

（自由記述：上記の他工期等に影響を与えることが予想される情報等）